

平成24年(ネ)第1725号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 和 泉 市

被控訴人 井 坂 善 行 外3名

次回期日 平成24年10月23日午前11時

控訴人第2準備書面

平成24年10月16日

大阪高等裁判所

第3民事部 口ホ係 御 中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 福 田 健

同 青 海 利

被控訴人金谷及び西中の準備書面(1)の主張に対する反論

1 はじめに

控訴人は、移設前の王子グラウンドが、公共補償基準要綱第3条3項の「公共施設」に該当しないことを控訴理由書2頁～3頁に詳述した。また、「公共施設に類するもの」に該当しないことについても、控訴理由書の2頁～4頁及び平成24年8月31日付控訴人準備書面の第1に詳述した。

このうち控訴人が公共補償基準要綱第3条3項の「公共施設」に該当しないことの理由として記述したところの一部に対し、被控訴人金谷及び西中から、王子町グラウンド条例及び同施行規則が存在すること等の反論があり、さらに、控訴人が利用の実態として主張したところに対しても、反論がなされたことから、これらに対する再反論をしておく。

2 王子町グラウンド条例及び同施行規則について

(1) 被控訴人金谷及び西中は、移設前の王子グラウンドの管理について、王子町

会が王子町グラウンド条例及び同施行規則を定め、これに基づいて同グラウンドを管理し、「住民に対して平等に王子グラウンドを開放していた。」と主張する。

- (2) しかし、王子町会は、特別地方公共団体ではなく、地縁団体にすぎないから、「王子町グラウンド条例」及び同「施行規則」といっても、地方議会の制定する条例や条例の委任を受けて長が制定する規則とは策定の手続も公示方法も異なり、構成住民の意向に適合する度合いも周知の度合いも定かでない。

また、丙7の王子町グラウンド条例には制定の日の記載がなく、正規に決定されたのか、草案や文案にすぎないものか、定かでない。同じことは、丙8の王子町グラウンド条例施行規則にも指摘することができる。

したがって、王子町グラウンド条例（丙7）及び同施行規則（丙8）では、控訴理由書で控訴人が指摘したような法律や条例によって設置管理されたものということはできない（利用機会の法的な保障がされていたことにはならない）。

- (3) 次に、内容面で重要なのは、一般住民による平等な利用機会の提供が保障されていたか否かであるから、使用を申請する方法が一般住民に周知されていたかという点と、使用者の決定が平等にされていたかという点が肝要である。

丙7、8によれば、王子グラウンドを使用しようとする者は、3日前までに使用許可申請書を町会に提出し、あらかじめ許可を受けなければならない（条例第4条1項、施行規則第5条1項）とされているが、同じ日・時間帯に複数の許可申請書が提出された場合の許可対象者の決定方法など、平等な利用を保障する方法や手続については何らの定めがされていない。

丙13は、王子グラウンドの使用日程の決め方や複数団体による使用を前提とした日程調整の仕方についての定めとのことであるが、この書類は、王子町会が作成したものではなく、和泉北リトルリーグ野球協会作成の文書である（平成24年8月31日付証拠説明書の丙13の作成者欄及び立証趣旨欄）。丙7、8では、3日前まで申請できることになっていたものを、丙13では和泉北リトルリーグが前月の1日に日程を決め、変更調整も和泉北リトルリーグが他の団体と交渉して決定し、決定された結果を町会に報告すればよいことになっていたことがわかる。

つまり、丙7、8の文言上は、王子町会の使用許可となっていたけれども、実際上は、和泉北リトルリーグが他の使用希望者が現れた場合に、個別交渉で調整

して使用者を決め、王子町会には結果を報告するだけであったことがわかる。これによる調整と決定が可能となるためには、他の利用希望者の存否と日程が王子町会に申請書が提出されるよりも前に、予め和泉北リトルリーグにわかっていることが必要な前提であるし、王子町会による平等公平な調整ではなく、利用希望者の一つにすぎない和泉北リトルリーグによる調整の結果が、そのまま採用されていたことになる。

私的な団体の一つを通じた利用申請をすることや、私的な一団体との調整を要する決定では、使用を申請する方法が一般住民に周知されていたとはいえないし、利用者の決定が平等に行われていたともいえない。したがって、「平等な利用機会が広く一般住民に提供されていた」ことにはならない。

3 使用実績の指摘に対して

(1) 移設前の王子グラウンドの管理の実態は、控訴人も文書を間接的に入手していたにすぎない。平成19年3月に他団体の使用があったとのことであるが、控訴人が入手した甲42の3には他団体の使用は記載されていなかった。

ごく希に他団体の使用があったとしても、他団体の使用希望は和泉北リトルリーグが予め把握し、調整することが前提となっていたことは、2(3)に前述したとおりである。のみならず、他団体からの利用申請は一日分毎に王子町会指定の申請書で提出されている(丙11)のに対し、和泉北リトルリーグの使用許可申請は一ヶ月分毎に提出されている(丙12)。一ヶ月の使用実績によって異なる利用時間と利用料まで確定した形式で、他団体との競合による調整による利用料の増減が予定されない形式になっている。

(2) この形式で使用申請されたもののうち少なくとも次の期間のものには、作成日付と使用申請対象期間について次の疑問がある。

① 平成16年3月分～平成17年4月分までは、当該利用期間経過後の作成日付で一ヶ月分がまとめて提出されていた(甲51の1～14)

② 平成17年5月分～平成18年3月分までは、使用許可申請書の作成日付が記載されていない(甲52の1～11)。

③ 平成18年4月分及び5月分も、当該利用期間経過後の作成日付で一ヶ月分がまとめて提出されていた(甲53の1, 2)。

上記のうち少なくとも①及び③の期間については、申請自体が事後にされて

いるから、王子町会には、予め使用許可をするかどうか決定する余地はなかったといわざるをえない。

(3) また、この形式では、事後の提出でなければ、使用実績が確定しないことから、実際の利用許可申請書の作成と提出は、②の場合（作成日付の記載がないもの）はもとより、書類上の日付が事前の記載になっている場合であっても、利用対象期間が経過した後に作成提出された可能性がある。

(4) 以上のとおり、他団体による利用が希にあったとしても、実際上は、他の利用希望者には和泉北リトルリーグに連絡して同団体との日程調整をするしかない状況におかれていたのに対し、和泉北リトルリーグが事実上利用者の決定を管理することができていたと見受けられる。住民一般には、利用を申し込む方法や窓口が判然としないばかりか、平等な利用者の決定が保障されていたものとはほど遠かったといわざるをえない。

4 よって、被控訴人金谷及び西中の準備書面による指摘をふまえたとしても、移設前の王子グラウンドは、公共補償基準要綱によって、一般の補償基準よりも手厚い補償の対象としうる性質のものではなかったといわざるをえない。

以上

平成24年(ネ)第1725号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 和泉市

被控訴人 井坂 善行 外3名

証拠説明書

平成24年10月16日

大阪高等裁判所

第3民事部 ロホ係 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 福田 健 次

同 青 海 利 之

号証	標目	原写	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲51の 1~14	王子町グラウンド使用 許可申請書(H16年3 月分~H17年4月分)	写	平成16年4月3日か ら平成17年5月7日	和泉北リトルリー グ榎原勝美	和泉北リトルリーグが平成16年3月分~ 平成17年4月分の使用許可申請を、対 象期間終了後に一ヶ月分まとめて提出 していたこと。
甲52の 1~11	王子町グラウンド使用 許可申請書(H17年5 月分~H18年3月分)	写	不詳	和泉北リトルリー グ榎原勝美	和泉北リトルリーグが平成17年5月分~ 平成18年3月分の使用許可申請を、作 成日付ブランクの用紙で一ヶ月分まと めて提出していたこと。
甲53の 1, 2	王子町グラウンド使用 許可申請書(H18年4 月分, 5月分)	写	平成18年5月2日, 同年6月2日	和泉北リトルリー グ榎原勝美	和泉北リトルリーグが平成18年4月分及 び5月分の使用許可申請を、対象期間 終了後に一ヶ月分まとめて提出してい たこと。